

令和2年2月20日

(公社) 日本給食サービス協会
会員 各位

(公社) 日本給食サービス協会事務局

軽減税率制度への対応について

このことについて、令和2年2月6日(木)、日本給食サービス協会は、農林水産省・国税庁関係者との間で、昨年10月1日より実施されている消費税の軽減税率制度への給食業界における対応状況等について、意見交換会を開催しました。

同意見交換会においてやり取りされた主な内容について、加藤博之氏(国税庁課税部消費税室 総括課長補佐)に別添「意見交換会の要点」のとおり整理いただきましたので、会員事業者の皆さま方に共有したいと思います。

また、農林水産省(食料産業局食文化・市場開拓課外食産業室)から、この内容に関して別添「参考資料」の提供がありましたので、併せて共有したいと思います。

なお、参考資料中の「有料老人ホーム等」とは、老人福祉法第29条第1項の規定による届出が行われている有料老人ホーム、高齢者の居住安定確保に関する法律第6条第1項に規定する登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅など、消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第3条第2項に規定されている施設(※)を指します。

(※) 国税庁消費税軽減税率制度対応室：消費税の軽減税率制度に関するQ&A(個別事例編) 問75に記載のある①～⑦の施設

皆さま方の軽減税率制度へのご理解が一層深まり、実務の現場等での課題解決等にお役立ていただければと思います。